

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一四―五（公選による公職）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年十一月十六日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一四―五―六

人事院規則一四―五（公選による公職）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一四―五（公選による公職）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>法及び規則中公選による公職とは、次に掲げるものの職とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>法及び規則中公選による公職とは、次に掲げるものの職とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 海区漁業調整委員会の委員（選挙によるこ</p>

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

となく選任される委員を除く。）